

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び 公職選挙法の一部を改正する法律の概要

1. 選挙執行経費基準法の一部改正

(1) 基準額の改定及び選挙の執行状況を踏まえた規定の整備

参議院通常選挙のある年の定例改正として、最近の物価の変動等を踏まえ、投票所経費等の基準額の改定を行うとともに、投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定等を設ける。

(2) 2の公職選挙法の一部改正に伴う規定の整備

選挙公報の掲載文の申請方法を見直す公職選挙法の一部改正（下記2(3)）に伴い、事務費の基準額を改定する。

※ 参議院選挙制度の改正（特定枠制度の導入、政見放送への持込みビデオ方式の導入等）に伴う選挙の執行経費については、予算措置により対応。

2. 公職選挙法の一部改正

「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告等を踏まえ、有権者の投票環境の向上を図るため、最近の選挙の実状に対応した制度改正を行う。

(1) 天災等の場合における安全・迅速な開票に向けた規定の整備

悪天候により離島から投票箱を運べなかった事例を踏まえ、安全・迅速な開票の観点から、開票日に近接して現地で開票所を設ける場合の規定を整備する。

(2) 投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和

投票所の円滑な設置・運営を図るため、投票管理者及び投票立会人の選任要件を緩和する。

(3) 選挙公報の掲載文の電子データによる提出

選挙公報の掲載文を電子データで提出できるようにし、事務の合理化と各世帯配布の早期化を図る。

令和元年法律第1号

令和元年5月15日公布

3. 施行期日

公布の日。ただし、2に係る改正は平成31年（令和元年）6月1日。